

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金（交付金 10/10）の措置によって一定の前進が図られてきました。一方で、この交付金措置が平成 29 年度で一区切りを迎え、平成 30 年度からは、地方消費者行政強化交付金（交付金 1/2）となり、自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まないなどの課題が残されています。

こうした中、平成 30 年度予算に向けて、地方から国に対して 60 億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求を行いました。平成 30 年度予算によれば、2 つの交付金を合わせて 24 億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっています。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念があります。

消費者庁には地方支分部局がないこともあいまって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集、分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発など、国の消費者行政も進まないことも懸念されます。

よって、国におかれては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下のことを対応されるよう要望します。

記

- 1 平成 30 年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成 30 年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成 31 年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成 29 年度の 42 億円水準を確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報を PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録し、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 22 日

福井県あわら市議会